

一 制 定・改 廃 の 概 要 一

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成 21 年 3 月 31 日・東京都条例第 44 号

1 概要

(1) 改正理由

地球温暖化対策の観点から、自動車に起因する温室効果ガス削減を推進するため、所要の改正を行うほか、規定を整備する必要がある。

(2) 改正内容

ア 自動車等の使用及び利用の抑制

自動車等の使用者の使用抑制の努力義務に加え、新たに自動車等の利用者に自動車の利用抑制の努力義務を規定

イ 低公害・低燃費車の導入義務等

(ア) 低公害車等の使用的努力義務を、低公害・低燃費車等の使用又は利用の努力義務に改正

(イ) 排出ガスの発生量が相当程度大きい自動車の不使用又は不利用の努力義務を規定

(ウ) 低公害車の導入義務を、低公害・低燃費車の導入義務に改正

ウ エコドライブの実施等の努力義務

自動車運転者及び事業者にエコドライブの実施等の努力義務を規定

エ 温暖化対策燃料の使用等の努力義務

自動車等燃料の使用者等に温室効果ガスの排出の削減に寄与する自動車等燃料の使用等の努力義務を規定

オ その他規定整備

汚水の基準に関し、所要の規定を整備

2 施行日

平成 21 年 4 月 1 日

ただし、低公害・低燃費車の導入義務については、平成 23 年 3 月 31 日までの間にあっては、低公害車の導入義務とする。

3 問い合わせ先

(1) (2) アからエまでについて

環境局自動車公害対策部計画課計画係

直通 03-5388-3462

内線 42-514

(2) (2) オについて

環境局自然環境部水環境課河川水質係

直通 03-5388-3494

内線 42-655